ロ　平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十条第九項（存続連合会の業務）及び平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八条第一項（存続連合会に係る改正前厚生年金保険法の効力等）の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第百五十九条の二第一項（年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約）の規定に基づき平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十三号（定義）に規定する存続連合会を保険契約者とする保険契約並びに確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第九十一条の十八第七項（連合会の業務）及び同法第九十一条の二十五（準用規定）において準用する同法第六十六条第一項（基金の積立金の運用に関する契約）の規定に基づき企業年金連合会を保険契約者とする保険契約

［八～カ　略］

［二・三　略］

（届出事項）

第二百十一条の八十六　［略］

2　少額短期保険主要株主（法第二百七十二条の三十四第一項に規定する少額短期保険主要株主をいい、少額短期保険主要株主であった者を含む。次項において同じ。）は、法第二百七十二条の四十二第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書を財務局長等に提出しなければならない。

3　法第二百七十二条の四十二第一項の規定による届出が同項第一号、第二号（法第二百七十二条の三十二第一項第二号から第四号までに係る部分に限る。）若しくは第六号又は第一項第二号の規定によるもの（法人である少額短期保険主要株主に係るものに限る。）である場合における前項の届出書には、法人の登記事項証明書を添付するものとする。

4・5　［略］

6　法第二百七十二条の四十二第二項の規定による届出が同項第一号若しくは第五号又は第四項第三号の二、第三号の六若しくは第三号の八の規定によるものである場合における前項の届出書には、会社の登記事項証明書を添付するものとする。

（変更等の届出）

第二百十五条　［略］

2　法第二百八十条第一項の規定による届出が同項第一号（法第二百七十七条第一項第一号、第二号若しくは第四号又は第二百十三条第一号に係る部分に限る。）、第五号又は第六号の規定によるもの（法人である少額短期保険募集人に係るものに限る。）である場合における前項の届出書には、法人の登記事項証明書を添付するものとする。

（変更等の届出）

第二百二十条　［略］

2　法第二百九十条第一項の規定による届出が同項第一号（法第二百八十七条第一項第一号、第二号若しくは第四号又は第二百十八条に係る部分に限る。）、第五号又は第六号の規定によるもの（法人である保険仲立人に係るものに限る。）である場合における前項の届出書には、法人の登記事項証明書を添付するものとする。

ロ　平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十条第九項（存続連合会の業務）及び平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八条第一項（存続連合会に係る改正前厚生年金保険法の効力等）の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第百五十九条の二第一項（年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約）の規定に基づき平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十三号（定義）に規定する存続連合会を保険契約者とする保険契約並びに確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第九十一条の十八第七項（連合会の業務）及び同法第九十一条の二十四（準用規定）において準用する同法第六十六条第一項（基金の積立金の運用に関する契約）の規定に基づき企業年金連合会を保険契約者とする保険契約

［八～カ　同上］

［二・三　同上］

（届出事項）

第二百十一条の八十六　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

2・3　［同上］

［項を加える。］

（変更等の届出）

第二百十五条　［同上］

［項を加える。］

（変更等の届出）

第二百二十条　［同上］

［項を加える。］